

議案第 28 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例（平成 11 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 2 号を次のように改める。

(12) 削除

第 2 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項各号に定める別表に 1 時間当たりの額が定められている公の施設を使用する場合において、当該公の施設の使用の許可の面積に 2 分の 1 単位又は 4 分の 1 単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、次の各号に掲げる単位の区分に応じ、当該公の施設の 1 時間当たりの額（当該公の施設を 30 分単位で使用する場合にあっては、前項に規定する 30 分単位当たりの額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 2 分の 1 単位 100 分の 50

(2) 4 分の 1 単位 100 分の 25

別表第 1 鬼高公民館使用料の表第 1 和室の項中「140 円」を「110 円」に、「290 円」を「230 円」に改め、別表第 1 曾谷公民館使用料の表視聴覚

室の項中「1,050円」を「1,000円」に、「2,100円」を「2,010円」に改める。

別表第6施設使用料（貸切りの場合）の表を別紙のように改める。

別表第9中「660円」を「610円」に、「1,680円」を「1,230円」に、「600円」を「550円」に、「1,510円」を「1,110円」に、「950円」を「690円」に、「540円」を「510円」に、「1,400円」を「1,030円」に、「1,470円」を「1,390円」に、「3,860円」を「2,830円」に、「2,250円」を「2,010円」に、「5,480円」を「4,030円」に改める。

別表第10研修室Aの項中「390円」を「350円」に、「780円」を「710円」に改め、同表研修室Bの項中「600円」を「550円」に、「1,210円」を「1,100円」に改め、同表研修室Cの項中「170円」を「160円」に、「350円」を「320円」に改め、同表研修室Dの項中「250円」を「230円」に、「510円」を「470円」に改め、同表研修室Eの項中「390円」を「350円」に、「780円」を「710円」に改め、同表研修室Fの項中「930円」を「850円」に、「1,870円」を「1,700円」に改め、同表研修ホールの項中「2,230円」を「2,030円」に、「4,470円」を「4,070円」に改め、同表第1控室の項中「170円」を「150円」に、「340円」を「310円」に改め、同表第2控室の項中「100円」を「90円」に、「200円」を「190円」に改め、同表第1和室の項中「320円」を「290円」に、「640円」を「580円」に改め、同表第2和室の項中「310円」を「280円」に、「630円」を「570円」に改め、同表調理工房の項中「550円」を「500円」に、「1,100円」を「1,000円」に改め、同表子どもルームの項中「290円」を「260円」に、「580円」を「530円」に改める。

別表第12を次のように改める。

別表第12 削除

別表第15中「450円」を「420円」に、「900円」を「850円」

に、「1,090円」を「1,050円」に、「2,180円」を「2,110円」に改める。

別表第16交流ラウンジ使用料の表中「3,010円」を「2,660円」に、「6,020円」を「5,330円」に改め、別表第16展望施設使用料の表中「40円」を「35円」に、「2,540円」を「2,220円」に、「12,980円」を「11,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第12号の改正規定及び別表第12の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成30年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条(第1項第12号を除く。)、別表第1(鬼高公民館使用料の表及び曾谷公民館使用料の表に限る。)、別表第6(施設使用料(貸切りの場合)の表に限る。)、別表第9、別表第10、別表第15及び別表第16の規定は、平成30年4月1日以後の公の施設の使用に係る使用料であって、平成29年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成30年4月1日前の公の施設の使用に係る使用料及び平成29年10月1日前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 平成30年3月26日前にした行為(中国分スポーツ広場を使用したものに係る行為に限る。)に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

施設使用料（貸切りの場合）

区 分			1時間当たりの額		
			市民等	市民等以外の者	
国 府 台 市 民 体 育 館	第 1 体 育 館	一 般	6,570円	13,150円	
		学 生	3,280円	6,570円	
	第 2 体 育 館	一 般	2,370円	4,750円	
		学 生	1,180円	2,370円	
	柔 道 場	一 般	1,450円	2,900円	
		学 生	720円	1,450円	
	剣 道 場	一 般	1,450円	2,900円	
		学 生	720円	1,450円	
	信 篤 市 民 体 育 館		一 般	2,930円	5,860円
			学 生	1,460円	2,930円
塩 浜 市 民 体 育 館	第 1 体 育 館	一 般	6,750円	13,590円	
		学 生	3,370円	6,790円	
	第 2 体 育 館	一 般	1,130円	2,260円	
		学 生	560円	1,130円	
	第 1 会 議 室			300円	600円
	第 2 会 議 室			110円	220円
	第 1 武 道 場	一 般	1,470円	2,940円	
		学 生	730円	1,470円	
	第 2 武 道 場	一 般	1,470円	2,940円	
		学 生	730円	1,470円	
	相 撲 場	一 般	1,240円	2,490円	
		学 生	620円	1,240円	
	テ ニ ス コ ー ト	一 般	660円	1,330円	
		学 生	330円	660円	

理 由

おおむね3年ごとに行う使用料の額の見直しに係る検討結果を踏まえ市民体育館、南行徳市民談話室等の使用料の額を見直すとともに、廃止する中国分スポーツ広場の使用料に関する規定を削るほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。